

生命保険金請求権に関する保険法と破産法の交錯

2023 年 7 月 22 日  
福岡大学 牧 真理子

1 はじめに

- ・生命保険契約とは、保険契約のうち、保険者が人の生存または死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。）をいう（保険 2 条 8 号）。
- ・生命保険契約制度の利用：保険契約者が自己の老後の生活資金を確保すること、自己の老後・死後その他の事情における被養者などの生活資金を確保。保険契約者の肉親その他の特別の関係がある者に、被保険者の死亡した際に保険金を受け取らせることにより、遺族をはじめとする保険金受取人の生活保障にあてられることへの期待<sup>1</sup>。  
保険金請求権や解約返戻金請求権の額が必ずしも少額ではない・加入者の契約加入の趣旨や契約金額により、通常の貯蓄または投資としての手段。
- ・生命保険契約には「生活保障的側面」と「責任財産的側面」の二面性がある。保険契約者や保険金受取人などの保護と、債権者またはその被養者の保護をどのように調和させるかという点は、生命保険制度における宿命的課題であることが指摘されてきた<sup>2</sup>。
- ・第三者のためにする生命保険契約とは、保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であり、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受するものである（保険 42 条、71 条）。
  - ・保険金受取人の有する死亡保険請求権は、受取人自身の固有の権利<sup>3</sup>
  - ・保険事故発生の前後で区分。抽象的保険金請求権・具体的保険金請求権
  - ・判例で、抽象的保険金請求権は保険金受取人の破産財団に属すると示し、権利行使が可能であることを明らかにされた（最判平成 28 年 4 月 28 日民集 70 卷 4 号 1099 頁）。
- ・第三者のためにする生命保険契約は、いくつもの次元の異なる問題が組み合わさっている重層的構造を持っており、それは①第三者のためにする契約としての性格、②死因処分としての性格、③社会保障補完的な性格を同時に併せ持つことに由来するといわれている<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性質(2・完)」民商 83 卷 45 号 (1981 年) 56 頁以下。

<sup>2</sup> 大森忠夫「生命保険契約にもとづく権利に対する強制執行」大森忠夫=三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』(有斐閣、1958 年) 105 頁以下。

<sup>3</sup> 最判昭和 48 年 6 月 27 日民集 27 卷 6 号 737 頁等、山下友信『保険法』(有斐閣、2005 年) 511 頁。

<sup>4</sup> 藤田友敬「保険金受取人の法的地位 (1) —保険契約者の債権者との利害調整を中心として—」法協 109 卷 5 号 (1992 年) 2 頁以下。

- ・平成 28 年最判は、上記の責任財産的側面を重視して生命保険契約の性質を捉えたものといえる。本判決に関しては、学説上、自由財産の拡張による調整の可能性も提示されており、この見解は、保険金受取人の生活保障的側面に配慮するものと考えられる。
- ・近年第三者のための生命保険契約の本質や保険制度の機能に関する研究が発展している<sup>5</sup>

## 2 最判平成 28 年 4 月 28 日民集 70 卷 4 号 1099 頁

### (1) 事実の概要

夫婦である Y1 および A の長男である B は、平成 16 年に全国労働者共済生活協同組合連合会との間で、死亡共済金を 400 万円、被共済者を B、B が死亡した場合は本件生命保険共済契約記載の第 1 から第 4 順位までのものが順次共済金受取金となる生命共済契約(以下、「本件生命共済契約」という)を締結し、また、平成 23 年に日本生命保険相互会社との間で、被保険者を B、死亡保険金を 2000 万円、死亡保険金受取人を Y1 とする生命保険契約(以下、「本件生命保険契約」という)を締結した。

Y1 および A は、平成 24 年 3 月 7 日、破産手続開始の申立てをして、同月 14 日に破産手続開始の決定がされ、破産管財人 X1 および X2 (同一人) が選任された。B は、同年 4 月 25 日に死亡した。本件生命共済契約の死亡共済金の受取人は Y1 および A となり、本件生命保険契約の死亡保険金の受取人は Y1 に指定されていた。同年 5 月上旬、Y1 は上記死亡共済金および上記死亡保険金の各請求手続をして、同月下旬に合計 2400 万円を受け取り、そのうちの 1000 万円を費消した(以下、「本件金員」という。本件金員のうち 800 万円は、同年 6 月から Y1 の代理人となった弁護士 Y2 の助言に基づいて費消された。)。同年 9 月、Y1 は、残金 1400 万円を X1 の預り金口座に送金した。

X らは、上記死亡共済金および上記保険金の各請求権が Y1 および A の各破産財団に属することを理由に、Y1 に対しては不当利得返還請求訴訟を、Y2 に対しては本件金員の費消について弁護士としての注意義務があるとして損害賠償請求訴訟を提起した。

第 1 審判決(東京地判平成 26 年 6 月 18 日)は、本件保険金等請求権は、破産手続開始の時点で保険事故の発生を停止条件とする将来の請求権(破産法 34 条 2 項)として本件各破産財団に属するとして X らの請求を認容し、Y2 については弁護士としての注意義務を認めた。控訴審判決(東京高判平成 26 年 11 月 11 日)も、第 1 審判決と同様に判示したため、Y らが上告受理の申立てをした。

### (2) 判旨(上告棄却)

「第三者のためにする生命保険契約の死亡保険金受取人は、当該契約の成立により、当該契約で定める期間内に被保険者が死亡することを停止条件とする死亡保険金請求権を取得するものと解されるところ…、この請求権は、被保険者の死亡前であっても、上記死亡保険

---

<sup>5</sup> 長谷川仁彦ほか編著『保険金請求権の現代的課題 第三者のためにする生命保険契約における固有権性』(保険毎日新聞社、2020 年)、中村信男ほか「生命保険契約における『対価関係』の考察」(令和 4 年度日本保険学会大会シンポジウム共通論題) 保険学雑誌 661 号(2023 年)1 頁等。

金受取人において処分したり、その一般債権者において差押えをしたりすることが可能であると解され、一定の財産的価値を有することは否定できないものである。したがって、破産手続開始前に成立した第三者のためにする生命保険契約に基づき破産者である死亡保険金受取人が有する死亡保険金請求権は、破産法 34 条 2 項にいう『破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権』に該当するものとして、上記死亡保険金受取人の破産財団に属すると解するのが相当である。」

### (3) 本判決の評価

- ・本判決は、第三者のためにする生命保険契約が成立した後、死亡保険金受取人について破産手続開始決定があり、その後保険事故が発生した場合の死亡保険金請求権の性質について、死亡保険金請求権はいわゆる抽象的保険金請求権であり、破産財団に属することを最高裁が初めて示したことに意義がある。
- ・学説では、本判決に賛成する見解が多い。
  - ・保険金請求権の法的性質論からは、その種類を問わず、破産手続開始時には抽象的な保険金請求権である場合でも、この判決の判示は認めざるをえない。本判決の事案は、破産手続開始後に被保険者が死亡し、保険金請求権が具体化したというものであり、同請求権が破産財団に属することの合理性が強く認められると評価されている<sup>6</sup>。
  - ・破産法分野では、本判決に賛成するが、本判決の法理を過度に一般化することについては慎重でなければならず、保険金請求権の種類等に応じた検討も必要であろうとの評価もある<sup>7</sup>。

## 3 抽象的保険金請求権の破産財団帰属性

### (1)破産財団の構成

- ・破産法 34 条 1 項は、破産者が破産手続開始時に有する一切の財産が破産財団を構成すると規定し、同条 2 項は、破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権もまた破産財団に属すると規定している。
- ・「将来の請求権」とは、停止条件付・期限付債権であって破産手続開始時に条件未成就や期限の到来がないものをいう<sup>8</sup>。
- ・固定主義の根拠
  - ・破産手続が迅速に終結すること、新得財産が開始決定後の原因に基づく新債権者に対する引当てとなるため、新債権者の保護が図れること、破産者が新得財産を基礎として生活や事業の再出発をなし、新たな信用の供与を受けられること、債務者による早期の自

<sup>6</sup> 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022 年）395 頁以下、田頭章一「判批」金法 2053 号（2016 年）22 頁、竹濱修「判批」民商 153 卷 1 号（2017 年）117 頁、前田修志「破産と請求権の帰属先」保険法と実務の理論研究会編『保険法の実務と理論 Q&A』（保険毎日新聞社、2023 年）313 頁以下等。

<sup>7</sup> 伊藤眞『破産法・民事再生法（第 5 版）』（有斐閣、2022 年）262 頁以下（脚注 8）。

<sup>8</sup> 伊藤眞ほか『条解破産法〔第 2 版〕』（弘文堂、2014 年）306 頁、伊藤・前掲（注 7）（有斐閣、2022 年）262 頁。

己破産手続開始申立を促すことができること<sup>9</sup>。

- ・保険事故発生後の具体的保険金請求権は、通常金銭債権として差押えが可能である。
  - ・保険金請求権の具体化の要件が破産手続開始前にすべて満たされている場合には、破産財団にも帰属することに問題はない<sup>10</sup>。
  - ・破産手続開始決定後に破産者が取得した財産（新得財産）は、破産財団を構成せず、破産者自身に帰属する<sup>11</sup>。
  - ・保険金受取人の破産手続終結後に保険事故が発生した場合は保険金受取人の自由財産。
- ・第三者のためにする生命保険契約の死亡保険金受取人に破産手続開始決定があった後、被保険者が死亡した場合について、死亡保険金請求権の破産財団帰属性には議論がある。
- ・保険金受取人は保険事故発生前であっても将来の請求権である抽象的保険金請求権を取得しており、当該保険金請求権は死亡保険金受取人の破産財団に属するとする見解（平成 28 年最判）<sup>12</sup>。
  - ・保険金受取人である破産者の自由財産に属するとする見解<sup>13</sup>。

## (2)従前の裁判例

### ①東京高決平成 24 年 9 月 12 日金判 1412 号 20 頁

本事案は、平成 28 年最判と類似するものであり、破産手続開始決定前に締結された保険契約および共済契約に基づき、破産手続開始決定後に被保険者が死亡し、破産者が受領・保管した死亡保険金等の引渡しが問題となった。

裁判所は、保険金請求権は、保険契約締結とともに保険事故の発生を停止条件とする債権として発生しており、抽象的保険金請求権のまま処分することが可能であり、保険事故発生前における差押えや処分も可能であること、破産手続開始決定前に成立した保険契約に基づく抽象的保険金請求権は、将来の請求権として、破産手続開始決定により破産財団に帰属することを示した。

### ②札幌地判平成 24 年 3 月 29 日判時 2152 号 58 頁

本事案は、破産者が、生活協同組合の疾病入院特約付き生命共済契約の契約者・被保険者・保険金受取人であり、破産手続開始後に破産者が入院したことにより発生した疾病入院共済金請求権の行使に関するものである。裁判所は、裁判例①と同様に、破産手続開始前に締結された保険契約に基づく抽象的保険金請求権は、破産法 34 条 2 項の『破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことができる将来の請求権』であるとして、破産手続開始決定により、破産財団に帰属すると解するのが相当であると示した。

---

<sup>9</sup> 伊藤・前掲書（注 7）259 頁。

<sup>10</sup> 山下・前掲書（注 2）543 頁。

<sup>11</sup> 前田・前掲（注 6）311 頁。

<sup>12</sup> 竹濱・前掲（注 6）114 頁他。さらに、抽象的保険金請求権は、いったんは保険金受取人の一般財産に混入されることを指摘する見解もある（大塚英明「問題提起：『固有権』概念の再検証－対価関係分析の前提として－」保険学雑誌 661 号（2017 年）13 頁。）。

<sup>13</sup> 河合圭一「判批」法律のひろば 70 巻 3 号（2017 年）58 頁。

③最判平成7年4月27日生命保険判例集8巻123頁・(原審)大阪高判平成2年11月27日判タ752号216頁

本事案は、破産者が、破産手続開始前に傷害保険契約や高度障害条項付の医療保険付生命保険契約締結しており、破産手続開始前に自動車事故によって生じた入院通院、後遺障害のうち、破産手続開始後に生じた保険金の支払いを請求したものである。第一審は、保険金請求権は破産財団に帰属するため、破産者には当事者適格がないとして、被告である保険者らの主張を認めた。控訴審である大阪高裁は、傷害保険契約に基づく保険金請求権は、停止条件付債権として既に発生していること、傷害により所定の高度傷害状態になったことを保険事故とするものであるところ、破産宣告を受けた後、入院先を退院し、通院治療を受けて、併合10級の後遺障害を遺したので、当該請求権が自由財産に属する旨の控訴人の主張を前提にする限り、控訴人が当事者適格を有することは否定できないものの、本件自損事故の傷害により所定の高度傷害状態になっていないことは控訴人の主張自体によって明らかであることを示した。

本判決は、保険金請求権者が破産手続開始決定を受けた際に高度障害状態に至っていた場合、保険金請求権を破産財団に帰属させることは、破産者の保護に欠けることもありうることを示している。しかし、破産手続開始決定後に被保険者が高度障害状態に該当したときに、高度障害保険金請求権が自由財産になるか、破産財団に属するか否か、裁判所の立場を明らかにしたものではないとの指摘もある<sup>14</sup>。

### (3)学説

#### ①肯定説(通説、平成28年最判・裁判例①②)

- ・抽象的保険金請求権は、保険契約の締結によって発生する停止条件付請求権であり、保険事故の発生が破産手続開始決定後であっても、保険金受取人の破産財団に属する。
- ・第三者のためにする保険契約において、保険金受取人を指定する行為の実質は贈与であり、保険金受取人は指定を受けた時に、保険金請求権を自己の固有の権利として原始的に取得する<sup>15</sup>。
- ・抽象的保険金請求権は、法律で差押禁止とされていない限り差押えの対象であり、保険金請求者が自由に譲渡し質権を設定することも可能である(保険47条)。
- ・保険事故発生前から保険金請求権には財産的価値があり、破産手続開始決定は包括的差押えの性質を有しており、その効果は保険金請求権にも及ぶため、破産財団を構成する。生活保障等の諸問題は、自由財産の拡張により個別的に判断した方が適切な対応ができる<sup>16</sup>。

<sup>14</sup> 竹濱・前掲(注6)112頁以下、岡田洋一「保険契約者が破産した場合における保険金請求権の破産財団への帰属」法律論叢90巻1号(2017年)54頁。山下・前掲書(注3)543頁以下は、原審の大阪高判について、破産財団に属しないとする考えに基づくとしている。

<sup>15</sup> 山下・前掲(注2)59頁、同・前掲書(注4)543頁、伊藤・前掲書(注8)308頁以下。

<sup>16</sup> 田頭章一「判批」金法2053号(2016年)22頁以下、土岐孝宏「判批」法学セミナー740号(2016年)159頁、竹濱・前掲(注6)117頁、河村好彦「判批」法学研究90巻9号(2017年)98頁以下、浅野雄太「判批」私法判例リマークス54号(2017年)141頁、太井徹「判批」法と政治70巻3号(2019年)109頁、深澤泰弘「抽象的保険金請求権の破産財団帰属性について」生命保険論集211号(2020年)143頁。

## ②否定説

- ・抽象的保険金請求権には権利性があることを認めるが、当該請求権は「将来の請求権」には該当せず、保険金受取人の破産財団に属さない<sup>17</sup>18。
- ・一般に、将来具体化する可能性が低く、特に、第三者のためにする保険契約における抽象的保険金請求権については、保険事故発生前の保険金受取人の地位は、保険者や保険契約者の債権者が保険契約を解約したり、保険金受取人指定を撤回したりすることで簡単に覆されるものであり<sup>19</sup>、死亡・高度障害の発生自体が極めて低いため、その財産的価値は極めて低く、債権者もその債権の引当てとして期待していたとはいえない。
- ・保険契約は射倖契約であり、保険事故発生前後で財産的価値が大きく変更することが多いが、そのような保険金請求権について、破産手続き開始決定後に破産事故が発生した場合にも保険金額全額が破産財団に含まれるとすれば、保険金受取人の債権者に当初の期待よりはるかに大きい満足を与えることとなり適当ではない<sup>20</sup>。
- ・保険事故発生前の保険金請求権が破産財団に含まれると解すると、破産手続が保険事故の発生まで継続していつまでも終結しない。抽象的保険金請求権が破産財団に含まれるとすると、保険金受取人の更生を妨げ保険金受取人やその家族の生活に支障が生じる<sup>21</sup>。
- ・破産手続開始決定前に保険事故が発生した場合には、破産者の保険金請求権は破産財団に帰属するが、開始決定前に保険事故が発生していなければ、保険金請求権は新得財産（自由財産）となる。
- ・第三者のためにする保険契約において、抽象的保険金請求権は、保険金受取人に遺贈されると捉える見解<sup>22</sup>によると、破産手続開始決定後に保険事故が発生すると、死亡保険金は破産者である保険金受取人の新得財産となり、否定説の求める結論を導くことになる<sup>23</sup>。
- ・否定説に対する徹底した批判<sup>24</sup>
  - ・抽象的保険金請求権は、破産手続き開始決定までに保険金受取人の変更がなかった場合には、破産財団に帰属するといわざるをえない。

<sup>17</sup> 遠山優治「生命保険金請求権と保険金受取人の破産」文研論集 123 号（1998 年）211 頁。

<sup>18</sup> その他、保険事故発生時に保険金請求権が発生したと考え、保険金請求権は新得財産であり、破産財団には属さないとする見解も存在するが（三浦義道『保険法論』（巖松堂書店、1922 年）346 頁。）、学説上も採用し得ないといわれている。

<sup>19</sup> 河合・前掲（注 13）59 頁。

<sup>20</sup> 破産者が保険金契約者兼保険金受取人である場合には、破産者は解約返戻金と保険金請求権双方を有するため、解約返戻金請求権を破産財団に組み入れれば債権者の保護としては十分であるとの見解もある（酒井優壽「判批」ひろば 68 巻 1 号（2017 年）69 頁。）。

<sup>21</sup> 遠山・前掲（注 17）220 頁。さらに、生命保険加入の目的は、死亡保険金を被保険者の遺族の扶養資金への引当てとすることであり、遺族に死亡保険金を帰属させたいと意思が強いと考えられると述べている（同・224 頁）。

<sup>22</sup> 藤田・前掲（注 4）2 頁以下。

<sup>23</sup> 遺言の後、受遺者に破産手続開始決定がなされ、その後、遺言者が死亡したという事案において、これを受遺者の新得財産とした判例がある（最判昭和 31 年 10 月 4 日民集 10 巻 10 号 1229 頁）。

<sup>24</sup> 飛澤知行「最高裁判所判例解説」法曹時報 69 巻 7 号（2017 年）200 頁以下、松下淳一「判批」ジュリスト 1505 号（平成 28 年重要判例解説）（2017 年）151 頁、竹濱・前掲（注 6）116 頁以下。

- ・条件成就の可能性が低いことは、財産的価値が低いことを意味するのみであり、そのことをもって破産財団に帰属しないとはいえない。
- ・保険金額が高額である場合や貯蓄性が高い場合には、債権者は責任財産として期待がないともいえないが、そもそも債権者の個別具体的な期待は破産財団の帰属に関係がなく、破産債権者の想定を超える満足を与えるという批判は当たらない。
- ・一般的に、破産管財人は、期限未到来や停止条件付の請求権は、他の財産の換価の状況等を勘案して、期限未到来・停止条件付の請求権として換価する。債権の確定や他の財産の換価が終了した段階で、期限未到来・停止条件付の請求権として換価できていなければ、当該請求権を破産財団から放棄して破産手続を終結させるので、いつまでも終結しないことはない。
- ・保険金受取人が自然人の場合に、更生や生活維持の目的を超えて高額の保険金請求権まで一律に自由財産とするのは行き過ぎである。
- ・保険金請求権は破産財団に帰属するという前提をとったうえで、具体的な事件における保険金受取人やその家族の生活のために、裁判所が自由財産の拡張の可否や程度を判断すべきである。

#### (4)検討

- ・否定説は、第三者のためにする生命保険契約の有する生活保障的側面を強調し、それゆえに保険金請求権は破産財団に帰属しないと唱え、肯定説は、生活保障的側面について配慮を見せつつ、自由財産の拡張で調整すると主張している。
- ・破産手続開始前に保険事故が発生した場合には、これにより具体化した保険金請求権は破産財団へ帰属すると扱われることになるため、いずれの学説によっても、第三者のためにする生命保険契約における保険金受取人たる破産者の生活保障的側面が守られているわけではない。
- ・学説では、保険金請求権が具体化する保険事故発生時・破産手続開始決定時・破産手続終結時という基準時によって、保険金請求権の帰趨について検討されている。破産手続は、破産手続開始決定の日時は明確に示され、画一的に遂行されるものであることから、肯定説の取扱いを導くものと考えられる。
- ・しかし、第三者のためにする生命保険契約の本質として、生活保障的側面を強調する必要があるならば、それは破産手続開始決定のいかんに関わらずなされるべきものではないか。もとより、第三者のためにする生命保険契約は、生活保障的側面あるいは社会保障補完的な性格を必然的に具備しているのか、生命保険契約にはさまざまな利用目的があるとすれば、生活保障はあくまで一つの説明的な意味合いを持つに過ぎないのではないかという疑問も生じうる。否定説を採ることは難しい。

## 4 自由財産の拡張

### (1)概観

- ・債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的としている（破産 1 条）。

- ・抽象的保険金請求権は、自由財産の拡張の決定により考慮・対応すべき事柄であるといわれることが多い。死亡保険金という財産の種類（個人破産者の身内の死亡を原因とする金銭）を、拡張に積極的な事情のひとつとして考慮した上で、保険契約の貯蓄性の有無・程度、保険契約者の意向等のその他の事情も踏まえて個別的に判断した方が、事案に応じた適切な対応ができるといわれている<sup>25</sup>。平成 28 年最判からも示唆される。
- ・しかし、運用上の判断基準が必ずしも明確ではない<sup>26</sup>。
- ・破産管財人による保険金請求権の探知のあり方も問題にされている<sup>27</sup>。本件のような抽象的保険金請求権に関する生活保障の意味合いによって、自由財産の拡張による調整を行うことは、実際上は困難を伴う。
- ・特定疾病保障特約にもとづく保険金などについては、破産手続開始後の疾病治療のための新得財産として扱うことに検討の余地がある<sup>28</sup>。特段の事情がある場合、例えば保険金請求権者が破産手続開始決定を受けた際に高度障害状態に至っていた場合等においては、保険金請求権を破産財団に帰属させることが破産者の保護に欠けることもありうる。破産管財人が、裁判所の許可を得て、破産者のために放棄する方法・約款に定められた保険事故の発生を基準に保険金請求権を振り分け、固定主義の趣旨を貫く一方で、破産者の保護を図ることの妥当性がありうる<sup>29</sup>。

## (2) 破産財団

### ①破産財団から除く可能性のあるもの

- ・自由財産とは、民事執行法や他の特別法に基づく差押禁止財産、権利の性質上差押の対象とならない財産（破 34 条 3 項 2 号）、民事執行法上の差押禁止債権（民執 131 条 3 項）の 1.5 倍相当（99 万円）の金銭、これらの自由財産を裁判所がさらに拡張するもの<sup>30</sup>。
- ・退職金債権について、差押禁止の範囲に含まれる部分を除いて破産財団に属するが、退職金差押禁止部分は 4 分の 3 とする（民事執行法 152 条 2 項）。
- ・裁判所は、破産者の生活の状況や退職金額などを考慮して、自由財産たる退職金債権の範囲を拡大することができる（同条 4 項）。
- ・財産的交換価値や使用価値をもつすべての財産に対して債権者による掴取力を認めるとすれば、債務者の生存や健康で文化的な最低限度の生活が脅かされる。このような見地から、破産法は、強制執行において差押禁止財産の制度を設け、債権の掴取力を手続的に制限している<sup>31</sup>。

<sup>25</sup> 伊藤・前掲書（注 8）308 頁以下。

<sup>26</sup> 河村・前掲（注 16）97 頁、竹濱・前掲（注 6）115 頁。

<sup>27</sup> 竹濱・前掲（注 6）118 頁。

<sup>28</sup> 伊藤・前掲書（注 7）262 頁以下（脚注 8）。

<sup>29</sup> 倉部真由美「大阪高判平成 2 年 11 月 27 日判批」保険法判例百選（有斐閣、2010 年）206 頁以下、大橋真弓「新保険法と生命保険契約者の破産」明治大学法科大学院論集 7 号 338 頁。

<sup>30</sup> 伊藤・前掲書（注 7）265 頁。

<sup>31</sup> 伊藤・前掲書（注 7）258 頁以下。



## ②拡張

- ・ 保険事故が破産手続開始後に生じた場合のみならず、破産手続開始前に発生した場合でも、これにより発生した保険金請求権の全部ないし一部は、破産手続開始後の新得財産として、破産財団に属さないものと解すべき場合があるとする見解。
  - ・ 個人破産者が有する将来の養育費等の扶養請求権は、協議・審判等により、将来にわたって継続的に請求できることが定められていても、日々発生する権利と考える方が合理的であることから、破産手続開始後の期間に対応するものは新得財産であり、破産財産には属さず、破産者の自由財産になると解される<sup>32</sup>。
  - ・ 例えば、事故被害者たる破産者が受け取る治療費や慰謝料、後遺障害遺失利益にかかる損害保険金、介護保険金等については、保険金の一部は、破産手続開始後に破産者が被る精神的損害や後遺症による遺失利益の損害、破産手続き開始後の介護にかかる費用を填補するものであり、この部分については、保険事故発生の時期如何に関わらず、新得財産として破産者の手元に残すべきものであり、破産債権者の責任財産と解すべきではない<sup>33</sup>。
    - ・ 最判平成7年4月27日は、高度障害保険金請求権は自由財産になるという考え方を示唆したと理解することができる<sup>34</sup>。
    - ・ 破産手続き継続中で破産配当がわずかとなりそうな一方で、被保険者の死亡があり相当額の死亡保険金が現実化したとしても、それだけの不幸が新たにあったのであるから、破産者の自由財産とする可能性に言及する見解もある<sup>35</sup>。
- (破産法領域から、突発的な保険事故であれば、自由財産とすることの許容?)

- ・ 破産手続中、裁判所は、自由財産拡張について決定をするに際して、破産管財人の意見を聴かなければならない(破34条5項)。保険金請求権は差押禁止財産とされていないが、その額が僅少なものについては、自由財産の拡張の対象とするか、破産管財人が裁判所の許可を得て破産者のために破産財団から放棄することができる(破産法78条12号)<sup>36</sup>。
  - ・ 債権者保護の見地から許容される範囲において、破産管財人によって対応。

→自由財産となるか否かを分けるのは、破産者の生命維持に直結するか、請求権の本質から自由財産とする必要性が非常に高いか、という点であり、破産者の生活保障的側面は重視されていないと評価できる。破産管財人の意見を聴き、裁判所の裁量によって行われる自由財産の拡張は、本件のような抽象的保険金請求権の処遇を不安定にする。

---

<sup>32</sup> 伊藤・前掲書(注8)308頁

<sup>33</sup> 伊藤眞「固定主義再考(大阪高判平成26.3.20)―交通事故に基づく損害賠償請求権などの破産財団帰属性を固定主義から考える」事業再生と債権管理145号(2014年)88頁。神原千郷ほか「倒産手続と保険契約に基づく請求権の帰趨」「現代型契約と倒産法」実務研究会編『現代型契約と倒産法』(商事法務、2015年)277頁。

<sup>34</sup> 竹濱・前掲(注6)112頁以下。

<sup>35</sup> 杉本純子「破産財団と自由財産をめぐる立法政策と課題」山本克己ほか編『民事手続法の現代的課題と理論的解明―徳田和幸先生古稀祝賀論文集』(弘文堂、2017年)782頁。

<sup>36</sup> 伊藤・前掲書(注7)266頁以下。

### ③自由財産となる請求権の本質

- ・差押禁止債権は、債務者の生存や健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必須のものであり、上記の自由財産拡張についても生命維持に直結するか、請求権の本質から自由財産とする必要性が高いか、という観点から認められうるものである。
- ・慰謝料請求権：慰謝料の本質が、客観的金銭価値を認定しえない人の身体や名誉などに加えられた苦痛を慰謝するために金銭を給付するところにあるとすれば、その同一性が維持されている限り、それを破産債権者への満足に充てるのは、背理といわざるをえない<sup>37</sup>。
- ・請求権が一身専属的であるかという点から議論されることもある。しかし、第三者のためにする生命保険契約の保険金請求権には、一身専属性はないため、一身専属性を根拠として自由財産の拡張を認めることはできない。
  
- ・生命保険に関しては、生命保険解約返戻金請求権などは、最低生活の保障という意味では自由財産に含まれないが、生命保険契約の存続が破産者や家族の将来にとって不可欠のものであり、かつ、返戻金の額から見て、破産債権者の利益を不当に害しないと認められる場合には、その請求権を自由財産とすることが許されるとする見解がある<sup>38</sup>。
- ・請求権の種類にかかわらず、自由財産を拡張することは、すなわち破産債権者の満足を害することになるが、このことは、破産法領域においては、各請求権の本質を問うことによって、破産財団へ帰属するか、あるいは自由財産となるかの分岐となるものと考えられる。
- ・破産法領域においては、固定主義の下に、各請求権は原則として破産財団に帰属するとしたうえで、ごく例外的に、請求権の本質から、破産者の生活や生存に直接的に関わる場合には、自由財産になると判断されているように思われる。
- ・第三者のためにする生命保険契約の多くが、保険金受取人の生活保障の効果を及ぼすことを目的として契約を構成しているにしても、結果的にそのような側面を有しているのであって、当該契約の本質とまではいえないと考えられる<sup>39</sup>。
  
- ・抽象的保険金請求権の破産財団帰属性を肯定する学説では、生活保障等の問題は自由財産の拡張により個別的に判断した方が適切な対応ができると唱えられているが、これが実現される余地はほとんど無いと推測される。  
第三者のためにする生命保険契約を締結する当事者の目的は多面的であろうが、仮に、保険約款において当該契約の全部または一部が生活保障的側面により構成されていることを明確にできる場合<sup>40</sup>、あるいはそのために破産法上の固定主義を修正し、保険金受取人が破産者となった時に、保険事故発生時を破産手続終結後に遅らせる取扱いが可能とで

<sup>37</sup> 伊藤・前掲書（注7）269頁以下（脚注20）。

<sup>38</sup> 伊藤・前掲書（注7）270頁。

<sup>39</sup> 中村信男ほか「生命保険契約における『対価関係』の考察—令和4年度大会共通論題—」パネルディスカッション122頁〔大塚発言〕参照。

<sup>40</sup> 旧簡易生命保険について、保険金受取人が破産宣告を受けた場合において、それが自然であるときは、その最低生活を保障するために還付金請求権を自由財産として残すことが要請されると示されていた（最判昭和60年11月15日）。簡易生命保険法81条1項は、死亡保険金および年金を受け取るべき権利は差押禁止債権であると規定していた。簡易生命保険について、杉本・前掲書（注35）776頁。

きる場合には、保険金請求権は保険事故発生の時期に関わらず、自由財産とすることができるであろうか。

## 5 実務上の問題

### (1) 保険会社の二重弁済

- ・破産手続開始後に、その事実を知らないで破産者にした弁済は、破産手続の開始においても、その効力を主張することができる（破産 50 条 1 項）。裁判所は、破産手続開始の決定をしたときは、直ちに、破産法 32 条 1 項所定の事項を公告しなければならない（破産 32 条 1 項）。そして、破産法 32 条 1 項の規定による公告の前においてはその事実を知らなかったものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知っていたものと推定すると規定されているため（破産 51 条）、保険会社は、保険金受取人が破産したことについて悪意であると推定される。
- ・破産者の郵便物の管財人への転送・保険会社の営業職員による保険金受取人の訪問等から受取人が破産していることを推知することができる。そうでない場合には、保険会社の認識次第では、二重弁済を迫られることがありうるといわれている<sup>41</sup>。
- ・破産法に関する公告は官報をもって行う（破産 10 条）。
  - ・官報の電子化に向けた議論が進められ、今秋の臨時国会で新法案が提出される見込み。であり、内閣府官報電子化検討会において検討が進められている。
  - ・官報電子化の基本的方針（案）：個人情報への配慮に関して、特定の名宛人を対象とする処分等に関するものについては、「永続的にインターネットによる公衆の閲覧に供し続けることは、個人情報への配慮の観点から望ましくない場合もあり得る」<sup>42</sup>。官報により保険金受取人の破産を知ることは実際上難しいところ、電子化によっても検索効率が上がるとはいえない。
  - ・官報による公告は、破産手続に参加する債権者へ周知するものである。商業登記のように第三者の悪意を擬制するような強い開示制度であるとまではいえない。官報に掲載された破産者情報は、商業登記制度のように探知義務が課されることはなく、悪意が擬制されるものではない。険会社は保険金受取人の破産を過失なく知らなかった場合に、二重弁済するリスクは大きくはないと考えられる。

### (2) 射程

- ・損害保険に関する保険金請求権について。保険金請求権は、破産者の生命維持に直結するか、あるいは請求権の本質から自由財産とする必要性が非常に高いかという観点から判断すると、保険金請求権は破産財団には帰属しないと考えられる。

<sup>41</sup> 若狭一行＝阪井大「判批」ビジネス法務 2017 年 1 月号 95 頁。

<sup>42</sup> 内閣府第 4 回官報電子化検討会議「資料 1 官報電子化の基本的方針（案）」（令和 5 年 5 月 31 日）3 頁。

## 5 おわりに

- ・第三者のためにする生命保険契約の性質をいま一度確認する必要があるが、生活保障面を強調することは難しい。破産法上の自由財産の拡張による保険金受取人の救済、あるいは当初から自由財産とするような取扱いも難しい。